



平成 27 年 11 月 20 日

【照会先】

総務部 財政課 財政グループ
(担当者氏名) 栃本邦憲
(電話) 0285-40-5552
(FAX) 0285-40-5572

報道関係者 各位

平成 28 年度当初予算編成方針について

平成 28 年度当初予算編成方針は、第二次下野市総合計画の初年度となる予算として、計画の着実な推進を見据えた、「下野市地方創生・重点プロジェクト推進予算」と位置づけ、メリハリのついた予算編成を考えております。

つきましては、以下の 4 項目を基本方針の重要項目としています。

概 要

予算編成方針の概要

- 1) 第二次総合計画に定める重点プロジェクト事業への着実な取り組み
- 2) 総合戦略における 4 つの基本目標に則した事業への積極的な取り組み
- 3) 事務事業評価に基づく事業の選択と集中
- 4) 合併特例債の有効活用と使途指定寄付金等の積極的活用

※詳細は別添資料を参照願います

※記事にする際の注意事項

平成 28 年度下野市当初予算編成方針の概要

1 本市の財政状況

平成 28 年 1 月 10 日に市制施行 10 周年という一つの節目を迎えた本市の財政状況は、平成 25 年 3 月に策定した「第二次下野市長期健全化計画」に基づき、持続可能な健全財政運営を維持しているところである。これは、これまでの事務事業や補助金の見直し、各種基金への計画的な積立、更に積極的な地方債繰り上げ償還など様々な取り組みによる成果であり、このことは各種財政指標の結果からも確認できるところである。

しかしながら、今後の本市の直面する課題として、歳入の根幹をなす市税収入の増加要因が見いだせないことのほか、市税と並ぶ主要な一般財源である普通交付税においても、平成 28 年度から平成 33 年度の一本算定に向けた段階的縮減期間への突入による大幅な減収が見込まれること等が挙げられる。また、歳出においては、本市も例外なく少子高齢化の進行等による医療福祉関係経費など社会保障費の増加は避けがたく、地方負担分も確実に増加する状況にある。

更に、「第二次下野市総合計画」（以下「第二次総合計画」という。）に基づく重点プロジェクト事業を始めとする各施策への取り組みや既存公共施設の老朽化対策にも対応する必要があるなど、投資的経費のみならず経常経費の更なる増加が見込まれる。

こうしたことから、新年度の予算編成においては、長期的な健全財政を堅持するためにも引き続き事業の取捨選択等、厳しい取り組みが求められるものである。

2 予算編成の基本方針

第二次総合計画を見据えた重点事業への確実な取り組みと併せ、下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）に則した施策・事業の展開による地方創生や地域活性化に積極的に臨みつつ、健全財政を堅持した、**「下野市地方創生・重点プロジェクト推進予算」**と位置付けて編成するものである。

そのためにも、事務事業評価に基づく施策の優先順位の洗い直しと無駄を徹底して排除した、メリハリのついた予算とする。重要 4 項目は、以下のとおり。

- (1) 第二次総合計画に定める重点プロジェクト事業への着実な取り組み
 - ・重点プロジェクト事業の積極的、計画的な着手
 - ・重点プロジェクトのための予算の確保（投資的経費、経常枠内経費）

- (2) 総合戦略における4つの基本目標に則した事業への積極的な取り組み
- ①魅力的で安定した雇用創出
 - ②東京圏からの新たなひとの流れの創出
 - ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ④安心な暮らしを守り幸せを実感できるまちづくり
- (3) 事務事業評価に基づく事業の選択と集中
- ・既存事業の実施効果と必要性、継続性の検証
 - ・施策の優先順位の洗い直しと徹底的な無駄の排除
- (4) 合併特例債の有効活用と使途指定寄付金等の積極的活用
- ・活用期限が迫った合併特例債の計画的な活用
 - ・寄付者の意向により使途が指定されている寄付金の有効活用
 - ・新庁舎への移転に伴い、未利用となる市有財産の有効活用

3 査定の重点ポイント

- (1) 第二次総合計画と総合戦略の着手に向けた予算措置
- ・第二次総合計画に基づく予算編成の初年度となることから、計画に確実に着手することを目指した予算措置とすること。
 - ・総合戦略の基本的な考え方である少子化対策及び定住化促進施策に対応した予算とすること。
- (2) 投資的経費（一般財源分）の枠配分による計画的な執行
- ・事務事業評価から抽出した各投資的事業費に、事業評価A～Dの区分ごとに定めた配分率を乗じ調整する。
 - ・重点事業の積極的な推進を図るため、別枠扱いとする。
- (3) 経常枠内経費（一般財源分）の枠配分による2%削減
- ・前年度の重点戦略事業費分以外の経常経費から、2%の削減額を設定
- (4) 個別査定の重視
- ・事業内容の確認を行うため、枠配分による部局内調整を尊重のうえ個別査定を行うこととする。

【照会先】

下野市総務部財政課 課長補佐 栃本
TEL40-5552 Fax 40-5572



平成 27 年 11 月 20 日

【照会先】

総合政策部 総合政策課 政策推進グループ
(担当者氏名) 小谷野 雅美
(電話) 0285-40-5550
(FAX) 0285-40-5572

報道関係者 各位

第二次下野市総合計画（案）の策定状況について

現行の下野市総合計画が平成 27 年度末で計画期間が終了することから、現在、「第二次下野市総合計画基本構想（平成 28 年度～平成 37 年度）」、及び「前期基本計画（平成 28 年度～平成 32 年度）」の策定に取り組んでいます。

この度、計画策定の節目となる、総合計画審議会から答申をいただきましたので、現在までの経過や、計画の概要についてお知らせいたします。

概 要

・第二次下野市総合計画 基本構想（案）

市民意識調査、中学生・高校生アンケートの結果や、子ども未来プロジェクト、市民懇談会、関係団体懇談会の提案などの多様な市民ニーズから、本市の強みと弱みを整理し、理想的な姿となる「市民の幸福感の向上」と「人や企業に選ばれる自治体」を導き出し、将来像を「ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市」と掲げ、市民それぞれが幸福を感じ、人や企業で活力あるまちづくりを目指す計画になります。

・第二次下野市総合計画 前期基本計画（案）

将来像やまちづくりの目標を具現化するため、今後 5 年間で取り組む具体的な施策及び事業を示し、分野別に 6 つの基本目標として体系化しました。更に各施策の相乗効果を図るため、横断的かつ総合的な事業の展開を目的とし、「人いきいき」、「街いきいき」、「暮らしいきいき」の 3 つの「しもつけ重点プロジェクト」を設定した計画になります。

※ 詳しくは別添資料をご参照願います。

※記事にする際の注意事項

第二次下野市総合計画(案)の策定状況について

1. 策定の趣旨

将来像「思いやりと交流で創る新生文化都市」を掲げた現下野市総合計画が、平成27年度をもって計画期間が終了することから、より一層魅力ある暮らしやすいまちづくりに取り組み、優れた地域資源に磨きをかけながら本市の発展を揺るぎないものとするステップアップを図るための新たな総合計画が必要であり、下野市自治基本条例の理念である「市民が主役のまちづくり」を目指すとともに、市民の幸福感を高めることを主眼とした「第二次下野市総合計画」を策定する。

なお、第二次総合計画は、平成28年度から10年間を計画期間とする「基本構想」、及び平成28年度から5年間を計画期間とする「前期基本計画」とする。

2. 策定経過

項 目	実施内容及び結果
中学生・高校生アンケート調査の実施 平成26年7月	○市内中学2年生 580名 ○石橋高校、小山北桜高校2年生 408名 ・市に感じていること、居留意向、まちづくりへの関心、市の将来像など把握
市民意識調査の実施 平成26年8月	○市内在住18歳以上の市民 3,000名抽出(回収率 28.9%) ・市の取り組みへの満足度、今後力を入れる項目、市民の幸福感やまちづくりへの参加意向など把握
子ども未来プロジェクトの開催 平成26年9月～11月(3回)	○市内4中学校在学 27名(延48名) ・まちづくりに関する思いや夢を提案
市民懇談会の開催 平成27年1月～2月(3回)	○公募市民、市民意識調査対象希望者等延58名 ・「生活環境・地域社会」、「教育・文化」、「保健・福祉」、「産業・都市基盤」の分野に関する意見や提言
関係団体懇談会の開催 平成27年1月17日	○市内で活動している市民団体の代表者19名 ・「生活環境・地域社会」「教育・文化」「保健・福祉」「産業・都市基盤」の分野に関係する団体の意見や提言
総合計画審議会の開催 平成27年5月～11月(8回)	○市民、学識経験者22名 ・総合計画の内容全般を審議
総合計画策定委員会の開催 平成26年7月 ～平成27年10月(11回)	○副市長、各部長により構成 ・庁内案を作成、審議会へ提示

3. 「基本構想（案）」の概要

(1) 下野市の目指すまちづくり

下野市の現状と将来見通し、下野市民の意識・提案から導き出された「下野市の強み」と「下野市の弱み」を整理。

【下野市の強み】

- ◆全国でもトップクラスの医療環境を有しています。
- ◆県内市で最小面積74.59km²のコンパクトシティです。
- ◆JR駅を3つ有し、上下水道などの生活基盤が整っています。
- ◆栃木県の歴史を語る上で重要な史跡が残されています。
- ◆平地林や川など美しい自然環境が、うるおいのある空間を形成しています。
- ◆自然災害が少なく、安全・安心な暮らしが形成されています。
- ◆露地野菜や施設園芸も盛んで、多様な農畜産物を生産しています。
- ◆県内でもトップクラスの健全な財政運営が図られています。

【下野市の弱み】

- ◆高齢化に伴う福祉対策と市民一人ひとりの健康づくり対策が更に求められます。
- ◆新たな産業の創出や雇用の確保が求められます。
- ◆情報発信や地域資源のPRなど、シティセールスの推進が求められます。
- ◆地域コミュニティの希薄化や市民活動の担い手不足を解消し、まちづくり活動の活発化が求められます。

下野市の強みと弱みを踏まえ、目標とする「下野市の将来像」「10年後の下野市」を掲げる。

【 将 来 像 】

ともに築き 未来へつなぐ 幸せ実感都市

～人・自然・文化が織りなす 知恵と協働でつくる下野市～

【10年後の下野市】

市民の幸福感の向上

下野市に住んでいて、幸福感を感じる市民が増えています。

人や企業に選ばれる自治体

人や企業に選ばれ、まちに活力があふれています。

4. 「前期基本計画（案）」の概要

(1) しもつけ重点プロジェクト

「人いきいき」「街いきいき」「暮らしいきいき」の3つのプロジェクトを設定し、重点的かつ戦略的な展開を図る。

人いきいきプロジェクト

【重点的な事業】

- がん・結核・自殺予防対策の推進
- 母子保健・母子支援の推進
- 救急医療体制の充実
- 地域子ども・子育て支援事業の推進
- 認知症施策の推進
- 障がい者（児）施設整備の推進
- 下野市子ども未来プロジェクトの推進
- 小中一貫教育の推進
- 大松山運動公園拡張整備事業の推進
- 文化芸術団体（文化協会等）活動の支援

“市民の幸せを
高める幸せ実感
都市”の実現

街いきいきプロジェクト

【重点的な事業】

- (仮称)三王山公園整備の推進
- 防災・減災施設整備の充実
- 6次産業化の取組への推進
- 担い手への農地集積・集約の推進
- 商店街賑わいの再生
- 医療・福祉系産業の誘致・育成
- 道の駅しもつけを核とした観光の創出
- 都市計画マスタープランの改定・推進
- 主要幹線道路ネットワーク・通学道路対策の推進

“人・自然・文
化を活かした交
流するまち”
の実現

暮らしいきいきプロジェクト

【重点的な事業】

- 通学路安全対策の推進
- 防災・減災意識の推進
- 消費生活基本計画の推進
- 環境基本計画の推進
- 下野市自治基本条例によるまちづくり
の推進
- 男女共同参画の推進
- 財政改革の推進
- 公共施設の再配置等の検討・推進
- 広報（各種情報発信手段の活用）の充実

“市民と市が
協働で目的を
達成するまち”
の実現

(2) 施策概要

目標 1 大切な命を育み、健康で笑顔あふれるまちづくり

- 1 いきいき暮らせる健康づくり
- 2 子育て家庭を支援する環境づくり
- 3 高齢者が元気で暮らせる体制づくり
- 4 障がい者（児）とともに生きる環境づくり
- 5 誰もが安心して暮らせるまちづくり

目標 2 文化を育み、心豊かな人を育て未来につなぐまちづくり

- 1 将来を担う人づくり
- 2 生涯にわたり学べる機会づくり
- 3 市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり
- 4 文化芸術と文化遺産による豊かな生活環境づくり

目標 3 豊かな自然と人に優しい環境が共生した安全・安心なまちづくり

- 1 うるおいのある緑環境づくり
- 2 安全・安心な生活環境づくり
- 3 快適に暮らせる環境づくり

目標 4 地域資源を活かし、産業・地域が躍進するまちづくり

- 1 地域の特性を活かした農業・農村づくり
- 2 商工業による躍進するまちづくり
- 3 魅力あふれる観光まちづくり

目標 5 快適でうるおいのある環境で新たな人の流れをつくるまちづくり

- 1 快適に住み続けられる住環境づくり
- 2 人に優しい交通環境づくり
- 3 安全で快適な水環境づくり

目標 6 市民が主役の市民と行政が協働するまちづくり

- 1 協働のまちづくりの体制づくり
- 2 健全な行財政運営の仕組づくり

5. 今後のスケジュール

- パブリックコメント 平成27年12月1日～28日
- 市民説明会 平成27年12月12日（土）午後1時30分～
ゆうゆう館 会議室
- 2月議会に上程



平成 27 年 11 月 20 日

【照会先】

総合政策部新庁舎準備室建設整備グループ
(担当者氏名) 近藤 善昭
(電話) 0285-40-5568
(FAX) 0285-40-5572

報道関係者 各位

新庁舎の開庁日について

新庁舎建設につきましては、昨年 5 月に着工以来順調に工事が進み、現在 90 パーセントの進捗となり、平成 28 年 5 月 6 日に新庁舎が一斉開庁することとなりました。開庁までの主なスケジュールは、次のとおりです。

概 要

開庁までのスケジュール

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1. 新庁舎建設工事完成 | 平成 28 年 1 月末 |
| 2. 外構工事完成 | 平成 28 年 2 月末 |
| 3. 什器備品搬入、情報機器の設定調整 | 平成 28 年 3 月～4 月 |
| 4. 市制施行 10 周年記念式典及び新庁舎内覧会 | 平成 28 年 3 月 26 日 |
| 5. 引越作業 | 平成 28 年 4 月末～5 月上旬 |
| 6. 一斉開庁日 | 平成 28 年 5 月 6 日 |

※記事にする際の注意事項



平成 27 年 11 月 20 日

【照会先】

建設水道部 都市計画課 公園緑地グループ
(担当者氏名) 黒川 信夫
(電話) 0285-48-2114
(FAX) 0285-47-3225

報道関係者 各位

市有施設における緑地の一括管理について

市有施設の緑地管理については、施設ごとに所管課において管理業務を委託しており、これらの業務委託費は増加傾向にあります。

このため、「下野市有施設緑地管理方針」を定め、緑地管理の一元化を図り、地域の実情や施設の特성에 応じた管理方法を構築することとしました。

これにより、複数課にわたる緑地の管理業務（下水道管理施設緑地を除く）を都市計画課にて一元化します。

概 要

- ・実施年度 平成 28 年度から
- ・執行方法 公募型プロポーザル方式により委託業者を選定
- ・業 務 名
 - (1) 下野市緑地管理業務委託：都市計画課所管
市内公園等 117 箇所
 - (2) 下野市緑地管理業務委託（下水道管理施設）：下水道課所管
市内下水道管理施設 8 箇所

※いずれも、公募開始公告は平成 27 年 11 月 10 日で、公募の詳細は市ホームページに掲載

※詳細は別添資料を参照願います

※記事にする際の注意事項

下野市有施設の緑地一括管理業務

- 一括管理緑地 … 117 都市公園等
- 一括管理業務 … 樹木害虫駆除、剪定
芝管理及び除草、落ち葉処理
その他緊急作業、点検、パトロール
緑地管理計画作成(伐採・新植栽)
- 管理委託費 … 130,000,000 円(消費税込金額)
- 業務発注方法 … 公募型プロポーザル方式
- 参加者要件 … H27・28 年度下野市入札参加資格を有していること。
下野市内に本店があること。
H18 年度から H27 年度までの 10 年間に下野市発注の植栽管理業務の実績があること。
※ いずれも組合の場合は組合員の 1 事業者が有していれば可。

スケジュール

- ① 公募開始公告 … H27. 11. 10(火)
- ② 参加表明期限 … H27. 11. 20(金)
- ③ 事業説明会 … H27. 11. 24(火) (複数事業者の場合は、事業者ごとに実施)
- ④ 業務提案書期限 … H28. 03. 04(金) (この間に、担当者ヒヤリングを実施)
- ⑤ 選定委員会 … H28. 03. 16(水) 提案書評価・事業者特定

要綱等

- 下野市緑地管理業務委託公募型プロポーザル実施要綱
- 下野市緑地管理業務委託公募型プロポーザル実施要領
- 下野市有施設緑地管理方針 … 別紙資料

(別紙)

下野市有施設緑地管理方針

下野市

○現状と課題

本市における市有施設の樹木については、30年以上が経過し大きく生長したものも多く、また、開発に伴う緑地帯の増加に加え、人件費及び物価の上昇による緑地の管理費は増加傾向にある。

しかしながら、市の財政状況は、交付税の削減や地方分権による事業の増加等、以前にも増して厳しい状況と言わざるを得ない。

また、現在市有施設の緑地の管理については、各施設の所管課が施設毎に管理を委託しており、業務量は増加している状況である。

そのため、市有施設にかかる管理費を縮減するとともに、複数課に渡る同様な業務を一元化し縮小させる方策を構築しなければならない。

○管理の基本方針

(1) 緑地管理の方向性

限られた管理予算、地域の実情や施設の特성에応じて、美観の保全と良好な施設の環境を確保することを基本に緑地の管理を実施する。

(2) 計画的な緑地管理

定期的に市有施設の状況を点検し、状況の劣化に対し早期に処置を施すことにより、将来に渡り良好な施設の環境を確保することができる。ひいては市有施設のライフサイクルコストの縮減にもつながる。

(3) 執行管理のあり方

施設の状況や地域の実情に応じた管理方法を継続的に実施するため、各施設に即した管理方法を構築しなければならない。

そのためには、前年度に実施した管理内容について、把握・分析・評価を行い計画の改善を行うことにより、次年度の計画に反映させることが必要になる。

Plan(計画) ⇒ Do(実施) ⇒ Check(評価) ⇒ Action(改善) ⇒ Plan ⇒

○管理計画

(1) 目的

市有施設毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、良好な状態に保つことにより、利用者に不快な思いを抱かせないよう適切な管理水準による効率的な維持管理を行う。

(2) 管理施設

当方針は、市内全部の緑地を対象としているが、指定管理者制度により管理されている緑地は対象とはしない。

また、道路に設置してある街路樹については、道路の施設の一部であり、道路管理者により管理が成されるため当方針には含めないものとする。

(3) 実施方針および頻度

各施設の緑地管理については、施設の状況や地域の実情に合わせ施設毎に実施することとする。今後継続して管理することにより、施設毎の管理方法及び頻度は確立していくものとする。

(4) 病虫害防除

樹木の健全な育成をはかり、近隣の住民に被害を与えないようにするため、病虫害は早期に発見し、防除することが必要である。

防除の場合は、適切な方法で被害枝葉の切取りや薬剤散布を行い、近隣住民に迷惑とならないよう処置しなければならない。

(5) 強剪定および伐採基準

従来樹木の伐採については、枯木や外的要因による倒木、折れてしまった木に限定されていましたが、肥大化した樹木は管理することも難しく、管理費の増大につながることから、一定の基準を設けて強剪定または伐採することも必要になる。

そのため、「公園における樹木の強剪定及び伐採基準」に基づいた管理を実施するものとする。

(6) 芝管理および除草、落ち葉処理方法

緑地において、樹木の健全な生育を促し、美観を良くして施設の環境を良好に保つために、適宜草刈や除草、落ち葉処理を行うものとする。

草刈、除草は、あまり伸びすぎて見通しが悪くならないうちに実施し、雑草の分布拡大を防ぐためにも種子結実前に除去することが望ましい。

また、一般的には機械による草刈を行うが、目立つ雑草は手抜き除草を行うこととする。

(7) 苦情に対する対応

住民からの苦情は、真摯に受け止め早急に対応しなければならない。苦情があった場合は、状況を詳細かつ正確に把握するため、現場に赴き状況確認を行い、速やかに連絡調整をもって適切な対応方法を検討するとともに、住民への丁寧な説明をするものとする。

しかしながら、先ずもって苦情が出ない施設の管理を十分に心がけるようしなければならず、行政と管理委託業者との意思疎通をはかり連携して、管理する必要がある。

(8) 施設の点検、パトロール

良好な施設的环境を保つには、常に状況を把握するとともに異状な状態を早期に見付け出し対処することが重要である。点検とパトロールにより病虫害の発生状況、樹勢、支柱や土壌の状態、雑草の発生、灌水の必要性、事故などの人為的な被害などを確認するため定期的実施し、これらの結果を維持管理作業に反映させていくものとする。

(9) 緊急時の対応

風水害等による倒木等については、災害発生後、速やかにパトロールを実施し、迅速に危険除去の対応をとることとする。

(10) その他

当方針では、複数課に渡る緑地管理の業務を集約し一元化するとともに、発注に関しても一括して行うこととする。そして、当方針に基づく管理方法を遂行するためには、継続的な協業関係を確保し、定量的かつ継続的な管理業務を安定的に実施しなければならない。

市有施設緑地管理

下野市建設水道部都市計画課公園緑地担当

TEL 0285-48-2114

FAX 0285-47-3225

E-mail toshikeikaku@city.shimotsuke.lg.jp



平成 27 年 11 月 20 日

【照会先】

総合政策部市民協働推進課 協働推進グループ
(担当者氏名) 根本 宣明
(電話) 0285-40-5585
(FAX) 0285-40-5572

報道関係者 各位

しあわせな男女共同参画を探るつどいの開催について

下野つばさの会主催、下野市と下野市男女共同参画推進委員会の共催で、以下のとおり「しあわせな男女共同参画を探るつどい」を開催します。

概 要

- ・日 時 平成 27 年 11 月 29 日 (日) 午後 1 時から
- ・場 所 国分寺公民館
- ・内 容 第 1 部 下野市男女共同参画推進条例の案及び、下野市第二次男女共同参画推進プラン案の説明
第 2 部 講演「炭鉱閉山からの復興」
講師 カレイナニ早川氏
※講演後、その生徒さんによるフラダンスショーを予定
- ・その他 事前申し込み不要、託児あり (詳細はチラシを参照)

※記事にする際の注意事項

10th
Anniversary



しあわせな男女共同参画を探るつどい

~下野市にハワイの風が吹く!~

【演題】炭鉱閉山からの復興 ~女性の仕事・生き方を考える~

講師 カレイナニ早川さん

(平成26年横浜市男女共同参画貢献表彰功労大賞受賞)

映画『フラガール』の主役のモデルとなった先生です。
フラダンスでの地域復興支援など、希望をもって生きていく
大切さとフラダンスの魅力をうかがいます。

託児あり(有料)

ご希望の方は11/22までに下記までご連絡ください。

Tel/Fax0285-53-4560(山口)

日時

11月29日 日

午後12時30分開場 / 午後1時開会

場所 国分寺公民館大ホール



参加無料

事前申込不要

第一部

【説明会】男女共同参画推進条例案 & 第二次男女共同参画プラン案

下野市では現在、男女共同参画推進条例の策定及び、男女共同参画プランの改定に向けて検討を行っています。これまでの経過報告や条例のポイントについて、男女共同参画推進委員会の委員の皆さまと共にご報告します!

男性も女性も輝き続けられる社会について一緒に考えてみませんか?

第二部

【講演会】

スパ・リゾートハワイアンズのフラガール特別出演!

生徒さんによるフラダンスショーもお見逃しなく!!



- 主催：下野つばさの会
- 共催：下野市、下野市男女共同参画推進委員会
- 協賛：下野市更生保護女性会

- 後援：下野市教育委員会、下野市生活学校やよい会
下野市人権擁護委員会、下野市文化協会
- 問い合わせ先：市民協働推進課 ☎0285-40-5585